選択❷「空き家を活かす地域共生マッチング事業」への登録

「空き家を地域のために活用したい人」に活用希望の内容を登録してもらい、市が「空き家を提供したい人」を募って引き合わせる制度です。

活用は、カフェや地域の寄り合い所、ゲストハウスなど住宅以外のものを想定しています。窓口や市のホームページで公開された活用希望の内容を見て、自分が持つ空き家に合うものがないか確認してみましょう。

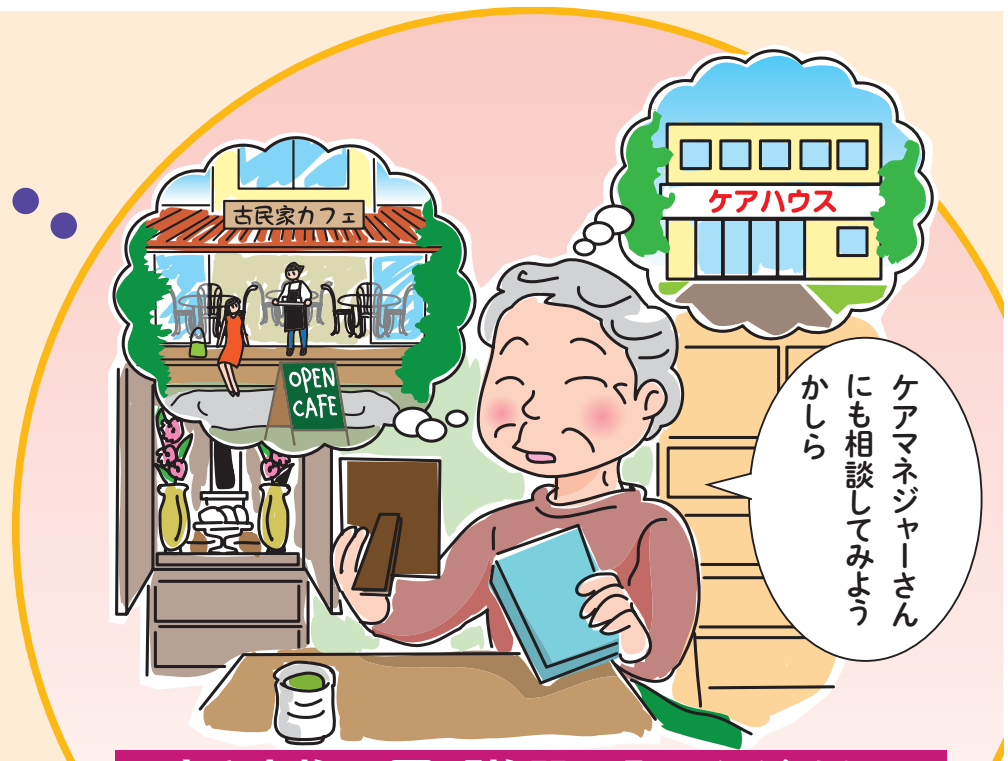

空き家物語❷「施設に入るんだけど」

私は一人暮らしの高齢者です。今度、施設に入ることになりました。息子はいるのですが、結婚して大阪で暮らしています。留守宅をどうすればいいか、ケアマネジャーさんにも相談してみようかな。この家を上手に活用してもらえるとうれしいんだけど…。

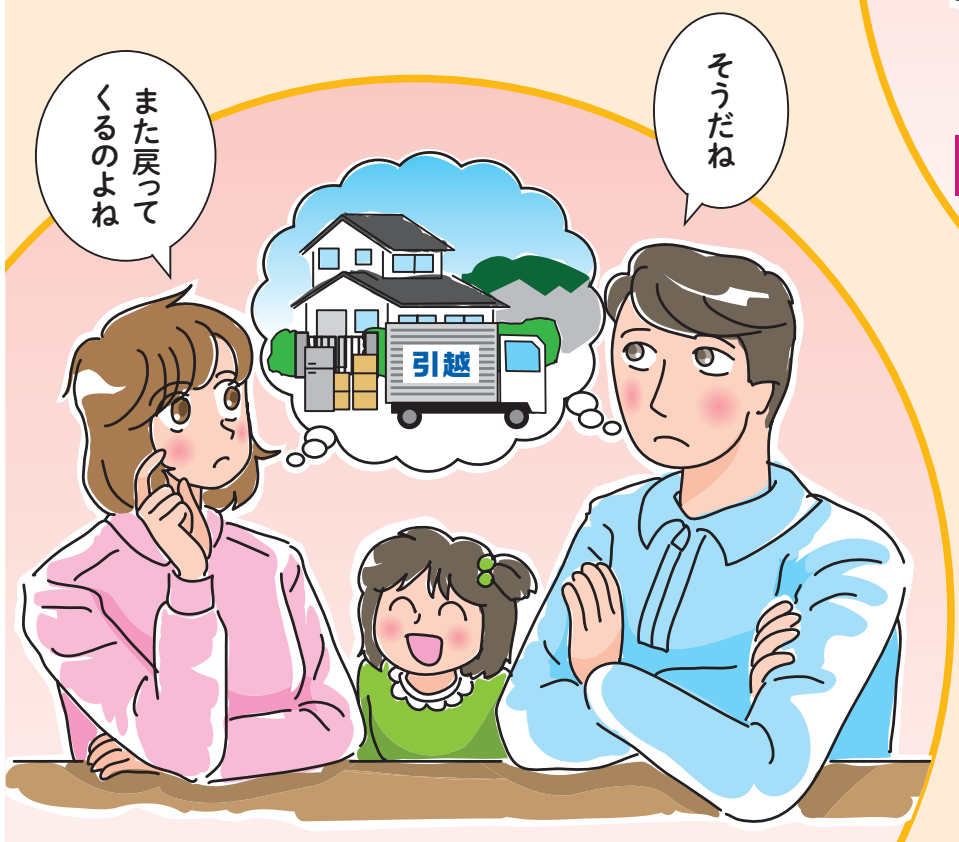

空き家物語❸「転勤で引っ越しに」

転勤のため、3～5年間、自宅を留守にすることになりました。また戻ってくる予定なので、家財の一部は置いていくつもりです。留守の間、管理をどうしようか迷っているんです。

選択❸「空き家バンク」への登録

「空き家を売りたい人や貸したい人」に空き家の情報を登録してもらい、市が「売買や賃貸の仲介をしたい不動産事業者」を募って引き合わせる制度です。

売買などの契約に関する仲介を行う不動産事業者は、市と協定を結んでいる不動産流通団体の宅地建物取引業者なので安心です。

「自分で不動産事業者を探す必要がなく、市が立ち合ってくれたので安心だった」「複数の不動産事業者から自由に選ぶことができたので良かった」など、多くの喜びの声をいただいています。

選択❹ケアマネジャーの留守宅相談サポート（3月1日開始）

介護相談などで地域包括支援センターを利用している人や介護認定を受けている人は、担当の※ケアマネジャーに相談してください。ケアマネジャーが市の担当窓口につなぎます。

※地域包括支援センターのほか、市と協定締結予定のNPO法人ケアマネット21に所属のケアマネジャー。

選択❺空き家管理サービス事業者の紹介（4月1日開始）

長期不在の留守宅が心配、または空き家を残しておきたいけれどどうしたらいいか分からないといった人に、市内の空き家の管理サービスを行う「空き家管理事業者」を紹介する制度です。

管理サービスには、外観の点検や家屋の風通し、雨漏りの確認や除草などがあります。

選択❷～❺についての詳細は、
建築都市局空き家活用推進室 ☎582・2777へ。
※市のホームページ（アドレスは表紙参照）でも確認できます。

北九州空き家管理活用協議会も積極支援！

北九州空き家管理活用協議会とは

空き家を地域の社会問題として捉え、新たなまちづくりや地域づくりの視点から地域の関連団体や市と連携しながら、安全・安心なまちづくりに貢献することを目的とした、市民主導の団体です。あらゆる分野の団体や個人が一丸となり、空き家管理の担い手の確保・育成や空き家予防の啓発、無料相談会の開催、相談案件に対するプロジェクトチームによる解決策の提案など、さまざまな活動を行っています。

空き家対策の講演会と相談会「待ったなしの空き家問題、解決ヒント伝授」

- 2月22日㈮：若松生涯学習センター（若松区本町三丁目）
- 2月25日㈪：レインボープラザ（八幡東区中央二丁目）
- 2月26日㈫：門司区役所

共通午前の部（10～12時30分）、午後の部（13時30分～16時）。対住宅の所有者かその家族。問北九州空き家管理活用協議会☎662・3900へ。担建築都市局空き家活用推進室☎582・2777。